

薬局へ行こう



使わなければ
もったいない
街の「かかりつけ薬剤師・薬局」

改正医薬品医療機器等法（薬機法）が国会で成立した。超高齢社会を迎える日本の地域医療を担う一員として、薬剤師と薬局の役割強化が名実ともに図られることになる。何が変わるのか。日本薬剤師会の山本信夫会長に聞いた。



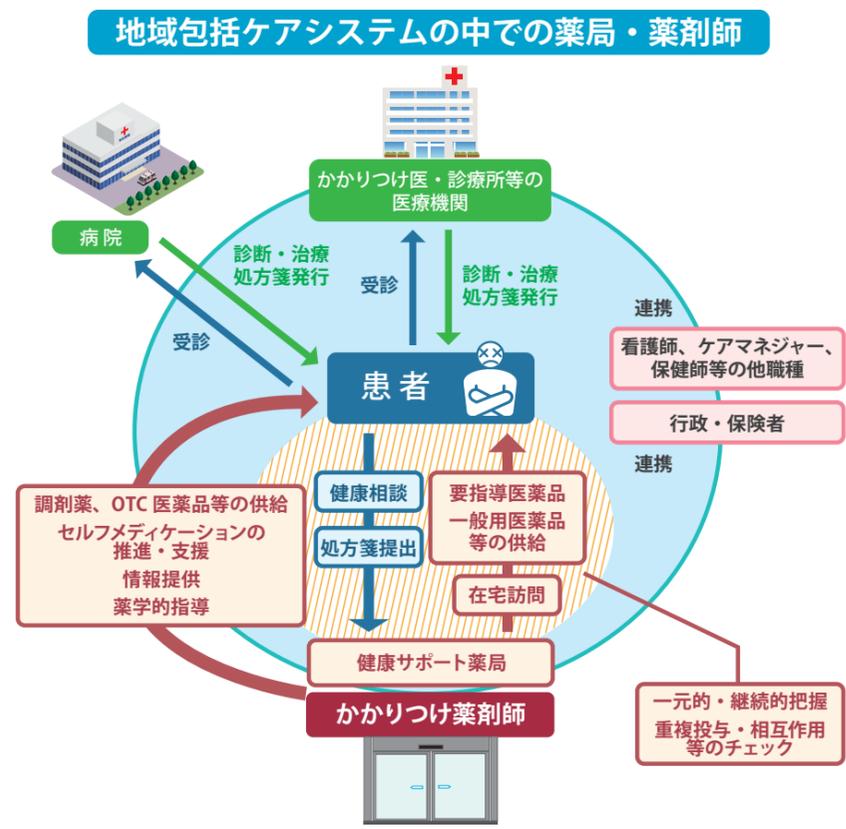
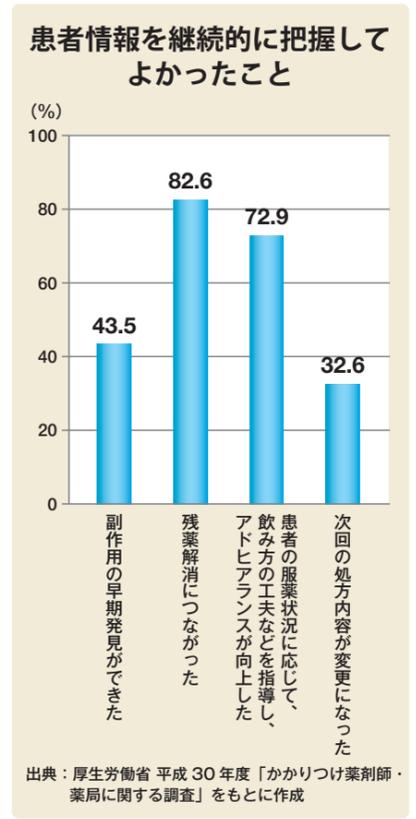
日本薬剤師会 山本信夫会長

間近に迫る「2025年問題」
解決の糸口があなたの街にあります。

薬のトラブルを未然に防ぐ 薬剤師・薬局のプレゼンス

「ポリファーマシー（多剤服用）」の話題を目にする機会が増えた。単に飲む薬の数が多くだけでなく、転倒や物忘れなどの有害事象を引き起こすリスクが増し、飲み間違いや服薬意欲の低下にもつながる状態を指すものであると、厚生労働省は警鐘を鳴らす。

高齢者は特に注意が必要だ。2017年の同省の調査によると、80歳を超える患者の約7割が6種類以上の薬を日常的に服用している状況にある。有害事象は薬剤の量に比例して増える傾向にあり、6種類以上で特に増加するこ



とを示すデータもあるという。医療機関では治療上その必要があるから薬を処方するのであり、ポリファーマシーが怖いからといって自分で勝手に量を減らしたり、途中で服用を止めたりしてはいけない。だが、薬剤数が増えれば、それだけ薬同士の飲み合わせや副作用による不具合が生じる可能性が高まり、飲み忘れ、飲みきれないといった過ちも起きやすくなる。

「複数の医療機関や診療科から同じ薬を処方されていた、あるいは違う薬でも同時に飲むと危険、というケースもあります。その管理を医師や本人、家族に委ねるのは現実的に難しい。やはり誰かが一元的に、同じ人の服薬の記

録や健康状態、服用中の薬の作用などについて継続的に把握し、不都合がないか常に見守る必要があるのです」

その役割を負うのが「かかりつけ薬剤師・薬局」であると、日本薬剤師会会長の山本信夫氏は言う。

130年ぶりの法改正で 薬局業務をエンパワーメント

昨年11月27日、その薬剤師・薬局の機能をあらためて定義する法律が参議院本会議で成立した。医薬品医療機器等法（薬機法・旧薬事法）の改正法である。「住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができるようにするための薬剤師・薬局のあり方の見

直し」を行ったとすることの改正により、日本に薬剤師と薬局の制度が導入されて以来、実に130年ぶりにその位置づけが見直されたのだ。

「これまでの薬機法では、薬局とは薬剤師が調剤業務を行う場所とだけ定義されてきました。それが今回の改正で医薬品全般を提供する場所とされ、また薬剤師に対しても、情報提供や薬学的知見に基づく指導に加え、患者さんと対話を重ねながらその健康をサポートすることが義務づけられました。

労省が策定した「患者のための薬局ビジョン」においても同様である。

実際、薬剤師から医師への助言により、重複投薬や相互作用防止のための処方変更が行われた事例は、2016年の場合で月に約30万件あり、前年の3倍以上に伸びている。また、薬剤師による患者のモニタリングが、飲み残しの解消や副作用の発見につながった事例も現に多く報告されている。

にもかかわらず、薬機法でもさらに再定義がなされた背景には、そうした薬剤師・薬局のあるべき姿が一般にまだ理解されていない現実があると、山本会長は見る。その姿とは、すでに述べた役割に加え、市販薬も含む医薬品の一元的な薬学管理と供給、在宅訪問や時間外対応、日常的な健康相談などもカバーする存在。すなわち、医療・介護・予防・生活支援が一体に提供される「地域包括ケアシステム」の一員としての薬剤師・薬局である。

したがって薬剤師には今後、患者の健康状態を常に見守るモニタリング機能と、いつでも手を差しのべるフォロアップ業務が期待されるのだ。

地域医療の頼りになる存在 かかりつけ薬剤師と薬局

とはいえ、今回の法改正で薬剤師・薬局の仕事がいきなり拡大したわけではない。すでに薬剤師法でもこれまでに、情報提供や服薬指導、服薬状況の継続的把握といった役割が段階的に加えられてきた。また、2015年に厚

「団塊の世代が後期高齢者となる2025年、90代を迎える2040年に向けて、逼迫した日本の医療事情に対処するためにも、一人ひとりの患者さんに個別最適な薬物医療を提供する姿勢が不可欠です。調剤だけを行う薬剤師・薬局などはもうあり得ない。どうぞ気軽に我々を活用してください」

ならば、遠慮はいらない。生活圏内に自分だけの「かかりつけ薬剤師・薬局」を一つ定め、大いに足を運びたい。